

## 飲食事業者支援給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会食自粛や忘・新年会のキャンセルが相次ぐ等、特に事業経営に影響を受けている飲食店事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するために給付金を支給するよう計画しています。

### 【概要】

令和2年11月から令和3年1月までのうちのひと月の売上が、前年同月と比較して、30%以上減少している飲食店に、次のとおり給付金を支給する。

区 分	支給額
売上が 30%以上減少	10万円
売上が 40%以上減少	15万円
売上が 50%以上減少	20万円

※複数の店舗を展開する事業者等にあつては、店舗ごとに交付対象とする。

### 【対象】

次のいずれにも該当するもの

- ①市内に本店を有する法人、市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ②食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ③「新型コロナウイルス感染症取組宣言店」の登録店
- ④広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと

### 本件に関するお問い合わせ先



三次市 産業振興部 商工観光課（担当／山西・押谷）  
電話番号：0824-62-6171 FAX 番号：0824-64-0172  
E-mail：shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号